

## 宮崎県災害時行政栄養士活動マニュアルの策定と今後の課題

### ～災害時の栄養・食生活支援に関する市町村調査結果を踏まえて～

○本武明子<sup>1)</sup>, 崎田栞<sup>2)</sup>, 二川香織<sup>3)</sup>, 清水裕衣<sup>4)</sup>, 永山紀子<sup>5)</sup>, 仲村律子<sup>6)</sup>, 飯干麻子<sup>1)</sup>  
日向保健所<sup>1)</sup>、延岡保健所<sup>2)</sup>、都城保健所<sup>3)</sup>、日南保健所<sup>4)</sup>、県立宮崎病院<sup>5)</sup>、健康増進課<sup>6)</sup>

#### 1 はじめに

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震における本県管理栄養士の派遣活動の経験から、本県での大規模災害発生時を想定し、市町村防災計画等で栄養改善活動に関する役割を明確化することや、管理栄養士と食料調達担当部署との連携、市町村と県行政栄養士が共同したマニュアルの作成等が必要である<sup>1)</sup>と考えられた。

今回、災害時の栄養・食生活支援に関する市町村調査（以下、市町村調査）の結果や熊本地震の派遣活動等を活かし、宮崎県災害時行政栄養士活動マニュアル（以下、マニュアル）を策定した。その内容と今後の課題について報告する。

#### 2 経過（市町村調査の実施とマニュアル策定）

災害時の栄養・食生活支援に対する県内市町村の準備状況等を把握するため、県内 26 市町村の行政栄養士を対象に調査を実施した（平成 29 年 10 月）。比較検定はカイ 2 乗検定を用いた。

マニュアルの策定にあたっては、平成 30 年度に「宮崎県災害時行政栄養士活動マニュアル検討会」（以下、検討会）及び作業部会を立ち上げて検討した。検討会委員の構成は宮崎県保健所長会、宮崎市保健所、宮崎縣市町村保健活動協議会、栄養士会、危機管理局、福祉保健課、健康増進課統括保健師、作業部会メンバー（本庁行政栄養士、県保健所行政栄養士 3 名）とし、内容構成は他都道府県マニュアル等を参考に、宮崎県地域防災計画（平成 30 年 3 月改正）等との整合を図った。

#### 3 市町村調査の結果

市町村地域防災計画等に栄養・食生活支援等の進め方について示されていると回答したのは 15 市町村で、内容は「巡回・訪問栄養相談・指導」が 12 市町村で最も多く、「栄養相談・指導の記録票・実施報告書の様式」及び「炊き出しメニューの献立表」は 0 市町村であった。

市町村地域防災計画等に水や食料の備蓄に関することが示されているのは 25 市町村であった。特殊栄養食品の備蓄に関する記載があるのは 16 市町村で、地域防災計画等に栄養・食生活支援等進め方について示されている市町村は、示されていない市町村と比べて有意に高かった（ $p < 0.05$ ）。特殊栄養食品内訳は「乳児用ミルク」が 9 市町村であったが、「咀嚼・嚥下困難対応食」は 1 市町村、「ベビーフード」及び「栄養補助食品」は 0 市町村であった。

災害時の栄養・食生活支援に関する研修等の受講状況について、「ある」と回答した 20 市町村のうち、研修等を受けた主体は「保健所」が 18 市町村で最も多かった。栄養・食生活支援を進めるために必要なものについては、「進め方についての情報提供」が 21 市町村で最も多く、次いで「他の職員の理解」が 18 市町村であった。避難所が開設された場合、「栄養・食生活支援に係る業務に従事する」は 9 市町村であった。

行政栄養士としての専門性を発揮するために対策を講じている項目は「マニュアルの作成（作成途中を含む）」が 13 市町村で最も多く、「講じていない」は 7 市町村であった。行政栄養士が市町村地域防災計画等の策定に関わっているのは 3 市町村、保健所からの技術的支援について、「受けている」と回答したのは 20 市町村であった。

保健所に求める技術的支援の内訳は図 1、災害発生時において保健所管理栄養士に期待する支援は図 2 のとおりであった（いずれも宮崎市を除く）。

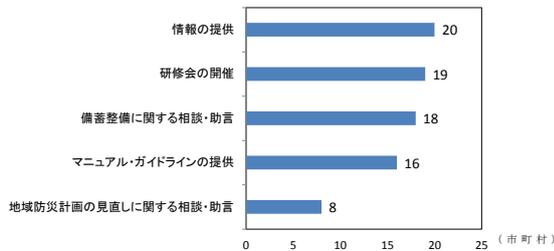


図 1 保健所栄養士に求める技術的支援

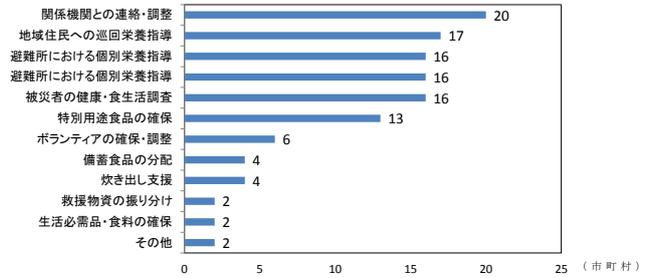


図 2 災害発生時において保健所栄養士に期待する支援

#### 4 マニュアルの概要

- (1) 災害時の保健医療活動：大規模災害が発生した場合、都道府県は速やかに保健医療調整本部を設置すること<sup>2)</sup>が求められている。災害発生直後から様々な保健医療活動チームが参集することから、本庁及び保健所行政栄養士も保健医療調整本部機能や保健所の役割を認識し、情報収集やニーズ把握等や DHEAT 等の各保健医療活動チームと円滑な連携を図れるよう、各種チームの役割について整理した。
- (2) 災害時の栄養・食支援活動：支援の必要性と行政栄養士の基本的役割、食事提供状況アセスメントの実施や要配慮者に対する支援についてまとめた。平常時からの備え及びフェーズ毎の活動は、本庁及び保健所、市町村の各行政栄養士がすべきことを整理し、特にフェーズ毎の活動内容については、総括版・保健所版・市町村版に分け、それぞれの役割や先を見据え、多職種連携した活動が行われるよう工夫した。  
また、迅速な活動が行われるよう、フェーズ毎に行う内容はチェックシート式にして取組状況が見える化するなど工夫した。保健所版では、市町村支援だけでなく所内体制、通常業務への対応、給食施設指導の実際についても整理した。他、特殊栄養食品の調達方法や住民への普及啓発についてもまとめた。
- (3) 平常時の栄養・食支援活動：宮崎県備蓄基本指針に示す物流確保の流れや現物備蓄、流通備蓄の内容やその保管場所、協定先等を一覧にまとめ、県内外からの支援物資の種類や収集場所など、被災者へ届ける手段について整理した。
- (4) 派遣管理栄養士等の要請と受援：支援者側へ依頼する活動内容と役割分担を整理し、円滑な活動が行われるよう活動のルール等をまとめた。様式は、想定される使用順に並べ、目的や記載方法、報告手順についてまとめた。  
避難所食事状況調査については、多職種で記載できる様式とし、行政栄養士が被災直後、迅速に活動が出来ない場合を想定して連携を図れるものとした。

#### 5 考察

市町村調査結果より、半数以上の市町村で地域防災計画等に栄養・食生活支援等の進め方について示されている一方、策定に際し行政栄養士の関わりが薄く、保健所に求める技術支援として地域防災計画の見直しに関する相談・助言も少なかった。

また、一般食料や水の備蓄はあるものの、特殊栄養食品を備蓄している市町村が少なく、避難所が開設された場合、栄養・食生活支援に係る業務より一般業務を優先されている状況から、災害発生時における栄養・食生活支援を行う意義及び行政栄養士が従事することの必要性とその役割について、防災担当職員を含めた庁内の共通理解を深める必要があると考えた。

そのためには、市町村行政栄養士の意識向上を図った上で、市町村毎に防災担当部署、食料調達部署、健康増進部署へ今回策定したマニュアルの説明や研修等を行い、市町村における災害時の栄養・食生活支援の体制整備を支援する必要がある。

検討会では、各分野の委員と災害時の栄養・食生活支援の協議を行うことで、栄養・食生活支援を展開することの重要性や保健医療活動における栄養・食生活支援を行う行政栄養士の位置づけを確認し、共通理解を得ることができた。

今後も、本マニュアル活用周知のため、行政栄養士連絡調整会議や、多職種を交えた研修等を継続的に開催するとともに、防災関係部署との連携調整を密にしながら災害発生時に行政栄養士が連携して円滑な栄養・食生活支援が行われるよう推進していきたい。

<参考文献>

1) 宮崎県：第 28 回宮崎県地域健康推進研究会抄録集 P40-41、2017

2) 厚生労働省：大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について P2、2017